

第5回 北九州交通圏タクシー特定地域協議会 資料

資料1	特措法の概要 P	1	
資料2	福岡県内のタクシー事業の状況			
	・各特定地域のタクシー事業者数、車両数 P	2	~ 3
	・輸送実績の推移（法人タクシーのみ） P	4	
	・タクシー運転者の労働環境 P	5	~ 6
	・人身事故発生件数の推移 P	7	
資料3	特定事業計画の認定及び取り組み状況 P	8	~ 12
資料4	今後の取り組み P	13	
(参考)	協議会設置要綱			

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(特措法)とは？

特措法の概要

タクシーは、鉄道・バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関である。しかしながら、タクシー事業を巡っては、長期的に需要が減少傾向にある中、タクシー車両が増加していることなどにより、地域によっては、収益基盤の悪化や運転者の賃金等の労働条件の悪化等の問題が生じており、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況にある。

こうした状況において、平成20年12月18日に交通政策審議会から「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」が答申され、タクシーの機能を維持、活性化するために現時点で必要と考えられる対策が示された。

本法律は、以上を踏まえ、所要の措置を講ずるものである。

特措法の骨子

①特定地域の指定等

- 国土交通大臣は、供給過剰等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない地域を「特定地域」として指定
(都道府県知事及び市町村長が国土交通大臣に対して、特定地域の指定を行うよう要請することも可能)

②特定地域の協議会による地域計画の作成及び実施

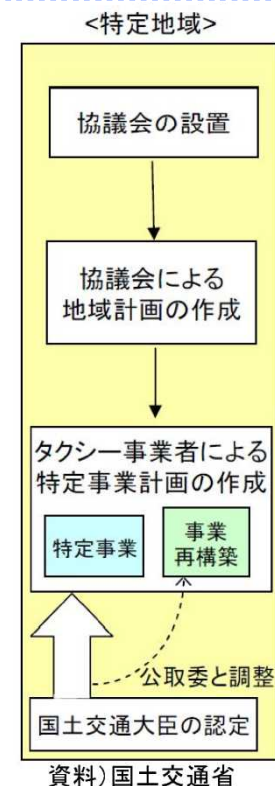
- 特定地域において、地域のタクシー事業の関係者(地域住民も含む)は、協議会を組織し、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための計画(「地域計画」)を作成することができる。
地域計画で定めるべき事項:タクシー事業の適正化及び活性化推進に関する基本方針(地域計画の目標、目標達成のための事業等)

③特定事業計画の作成

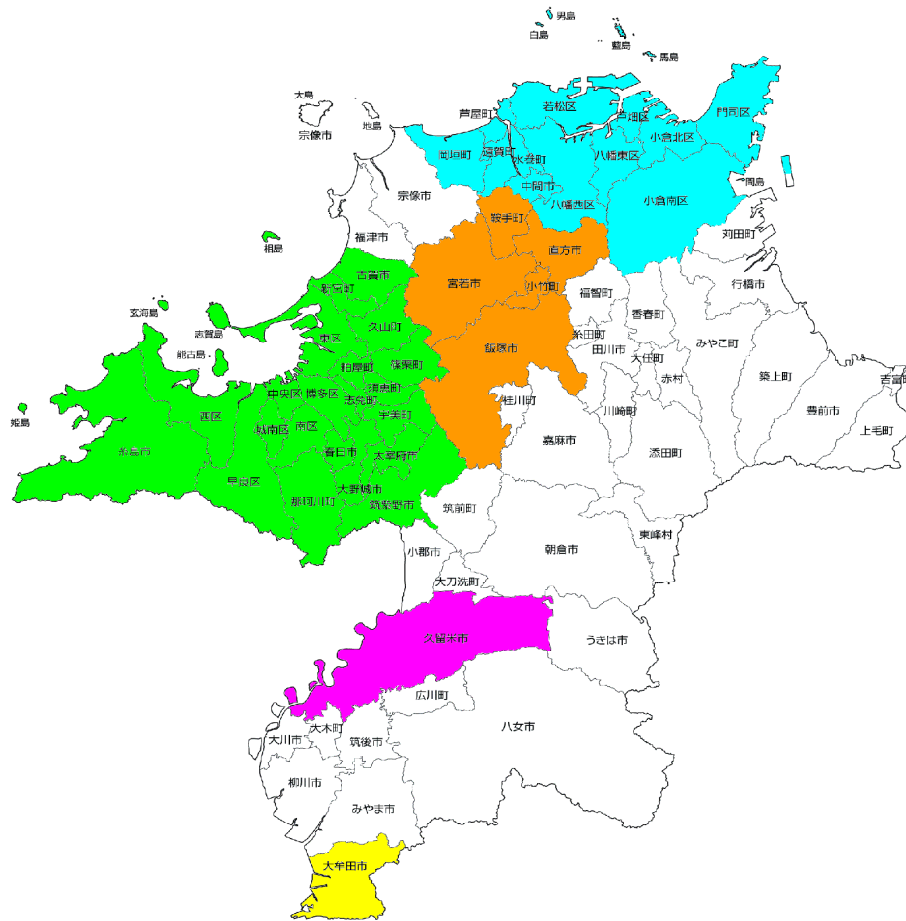
- 特定地域のタクシー事業者は、単独又は共同で、地域計画に即したタクシー事業の適正化及び活性化に資する取組み(「特定事業」)を実施するための計画(「特定事業計画」)を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができる。
- 特定事業計画には、事業譲渡、合併、減車等(「事業再構築」)について定めることができる。

④特定地域における道路運送法の特例

- 特定地域において増車を行う場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。



各特定地域のタクシー事業者数・車両数



	北九州交通圏			
	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
平成23年3月末	83	2,990	544	3,534
平成14年3月末	87	3,293	721	4,014

	筑豊交通圏			
	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
平成23年3月末	21	463		463
平成14年3月末	22	478		478

	福岡交通圏			
	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
平成23年3月末	106	4,881	1,794	6,675
平成14年3月末	100	4,278	1,852	6,130

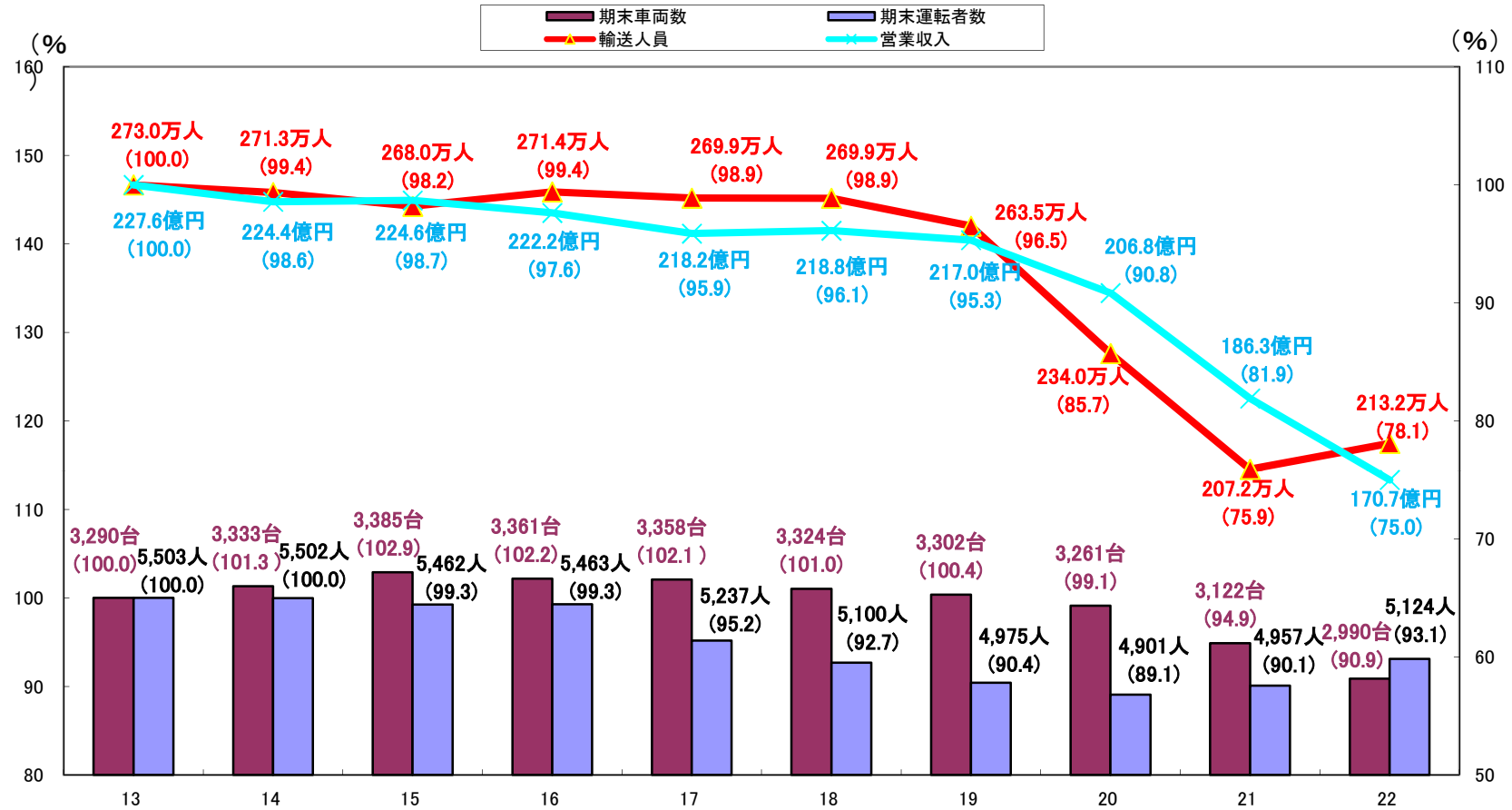
	大牟田市			
	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
平成23年3月末	10	214	22	236
平成14年3月末	12	300	28	328

	久留米市			
	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
平成23年3月末	29	637	110	747
平成14年3月末	29	653	144	797

新規許可(H14.2~H23.3)		
	事業者数 (H23.3月末)	車両数 (H23.3月末)
福岡交通圏	10社	518
北九州交通圏	4社	71

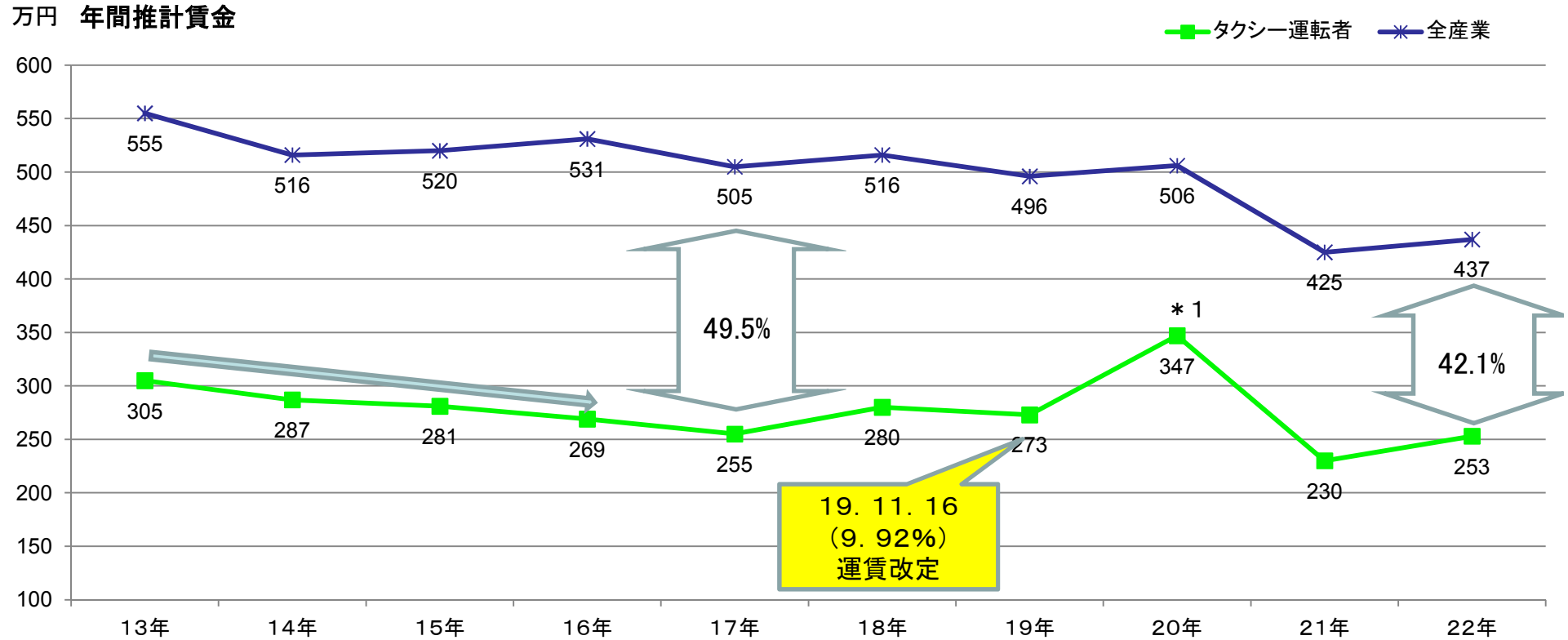
北九州交通圏の輸送実績の推移（法人タクシーのみ）

※（ ）の数値は、平成13年度を100とした場合の指数を表す。



出典：九州運輸局調べ

福岡県におけるタクシー運転者の労働環境(1)

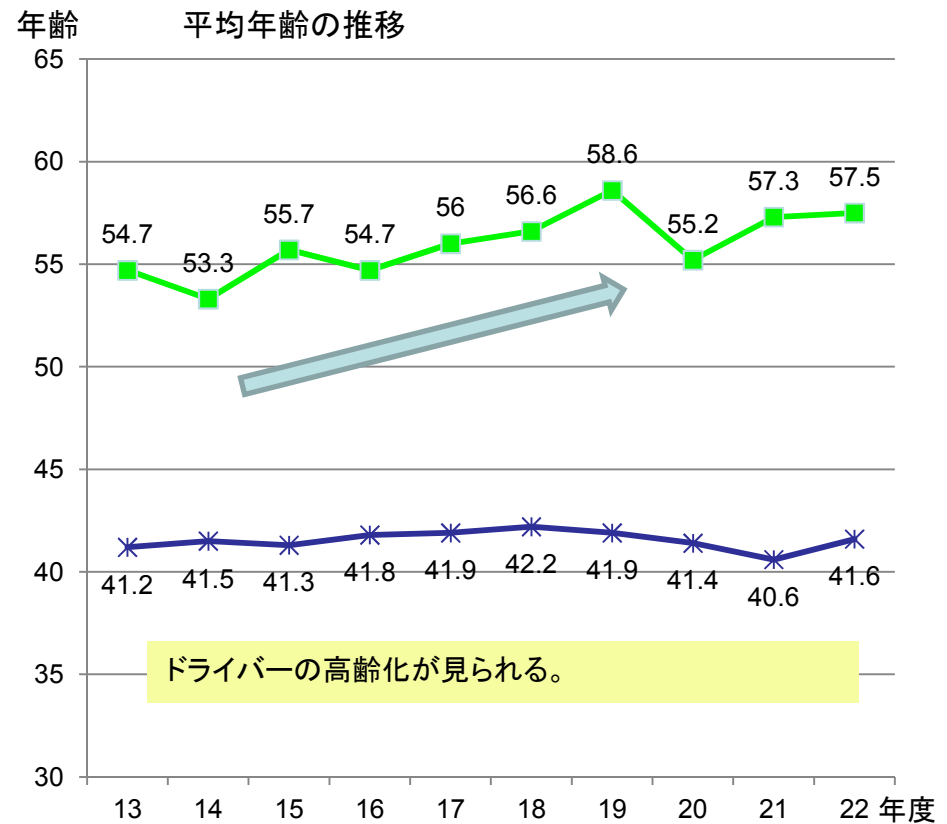
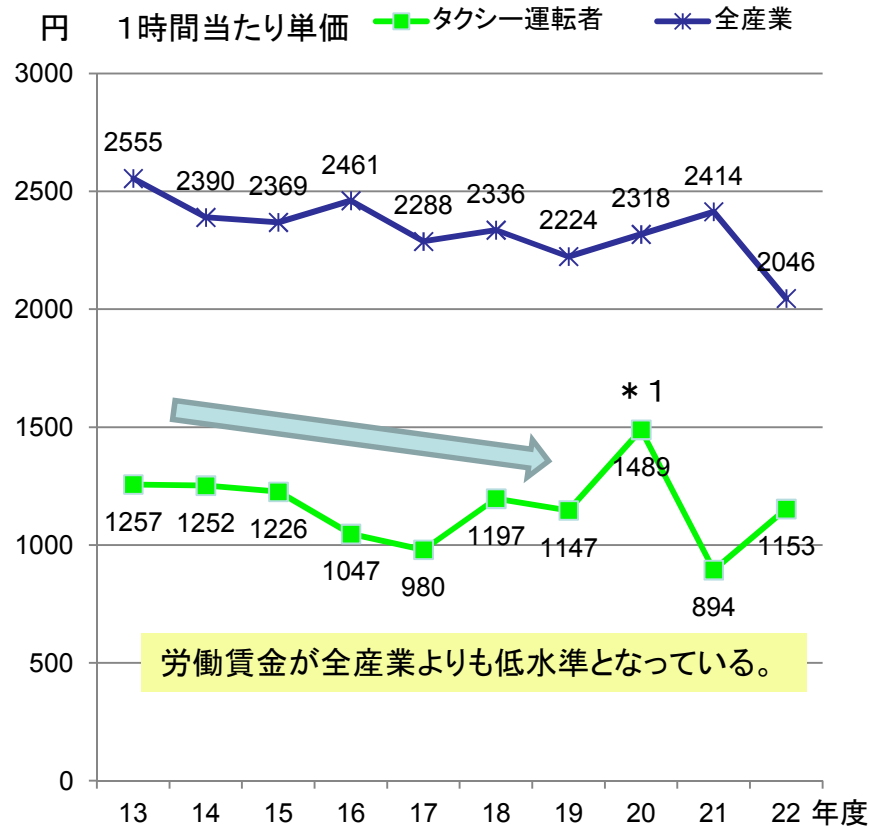


厚生労働省 賃金構造基本統計調査

*1. 注 20年の数値(347)については、以下の2点に留意が必要。

- ①19年の運賃改定を踏まえ、運転者の賃金改善を行政指導による改善効果がある点。
- ②推計は、統計調査による6月の実績値を基に作っており、9月のリーマンショック以降の景気悪化による影響は加味されていない点。

福岡県におけるタクシー運転者の労働環境(2)



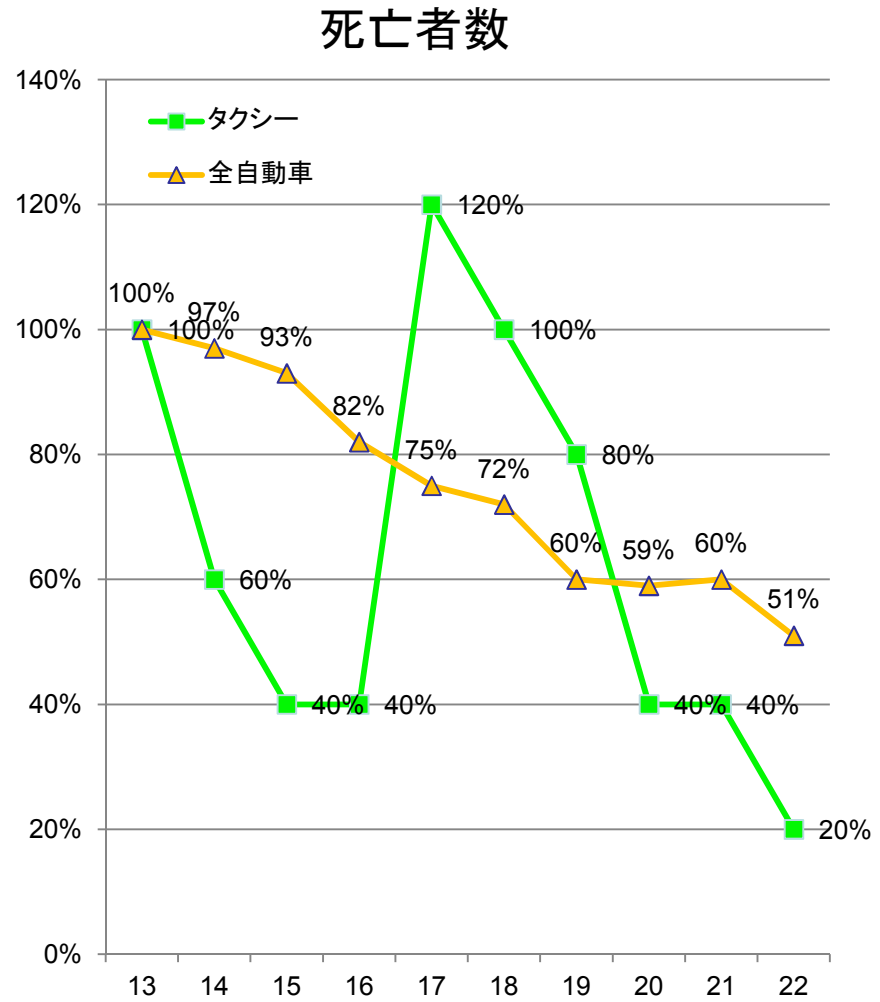
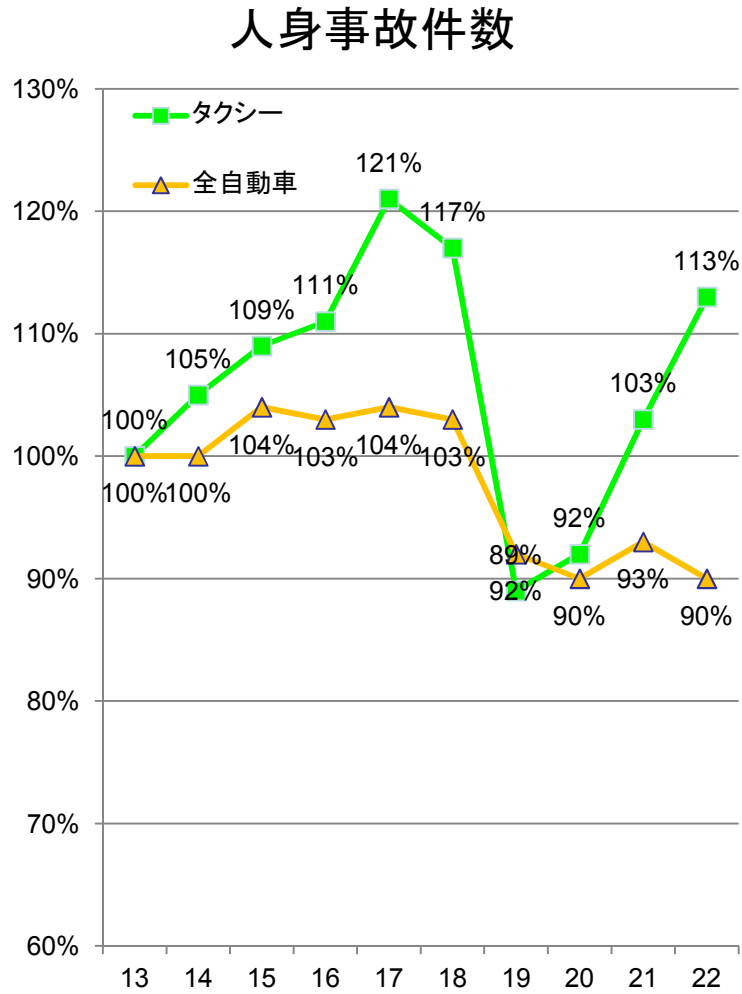
* 1. 注 20年の数値(1489)については、以下の2点に留意が必要。

①19年の運賃改定を踏まえ、運転者の賃金改善を行政指導による改善効果がある点。

②推計は、統計調査による6月の実績値を基に作っており、9月のリーマンショック以降の景気悪化による影響は加味されていない点。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査より

福岡県における人身事故発生件数の推移(H13=100)



福岡県警察本部交通部交通企画課 交通年鑑ダイジェストより

特定事業計画の認定状況等について

	特定地域	福岡県					九州運輸局計	全国計
		福岡交通圏	北九州交通圏	筑豊交通圏	大牟田市	久留米市		
○特定事業計画提出状況 (平成24年2月23日 現在)	交通圏内法人事業者数	105 者	82 者	21 者	10 者	29 者	560 者	4,454 者
	特定事業計画申請事業者数	103 者	80 者	21 者	10 者	29 者	556 者	4,364 者
	うち(共同)事業再構築を含むもの	96 者	57 者	20 者	2 者	15 者	434 者	2,719 者
	協議会未参加事業者数	5 者	0 者	0 者	0 者	0 者	12 者	56 者
	特定事業計画未提出事業者数	2 者	2 者	0 者	0 者	0 者	4 者	89 者

①特定地域指定日 (H21. 10. 1) 現在車両数	5,267 両	3,132 両	512 両	250 両	675 両	21,311 両	187,317 両
②特定地域指定日 (H21. 10. 1) 以降の道路運送法による減車数	87 両	18 両	0 両	36 両	9 両	307 両	3,285 両
③特定事業計画受付開始年月日	H22. 4. 30	H22. 6. 24	H22. 9. 17	H22. 9. 16	H22. 8. 31	21 地域	156 地域
④事業再構築実施前の車両数	5,180 両	3,114 両	512 両	214 両	666 両	21,004 両	184,032 両
⑤事業再構築による減車・休車計画車両数	527 両	176 両	57 両	3 両	45 両	1,760 両	16,178 両
⑥事業再構築実施後の計画車両数	4,653 両	2,938 両	455 両	211 両	621 両	19,244 両	167,854 両
⑦事業再構築による減車・休車実施済車両数	500 両	163 両	57 両	3 両	45 両	1,585 両	14,688 両
⑧本日現在の車両数	4,680 両	2,951 両	455 両	211 両	621 両	19,419 両	169,344 両
⑨適性と考えられる車両数							
実働率 85% の場合	4,280 両	2,850 両	410 両	210 両	590 両	17,540 両	156,699 両
⑥との乖離率	8.0%	3.0%	9.9%	0.5%	5.0%	8.9%	6.6%
実働率 90% の場合	4,040 両	2,690 両	390 両	200 両	560 両	16,550 両	140,250 両
⑥との乖離率	13.2%	8.4%	14.3%	5.2%	9.8%	14.0%	16.4%

北九州交通圏タクシー特定地域協議会 特定事業計画の取り組み状況

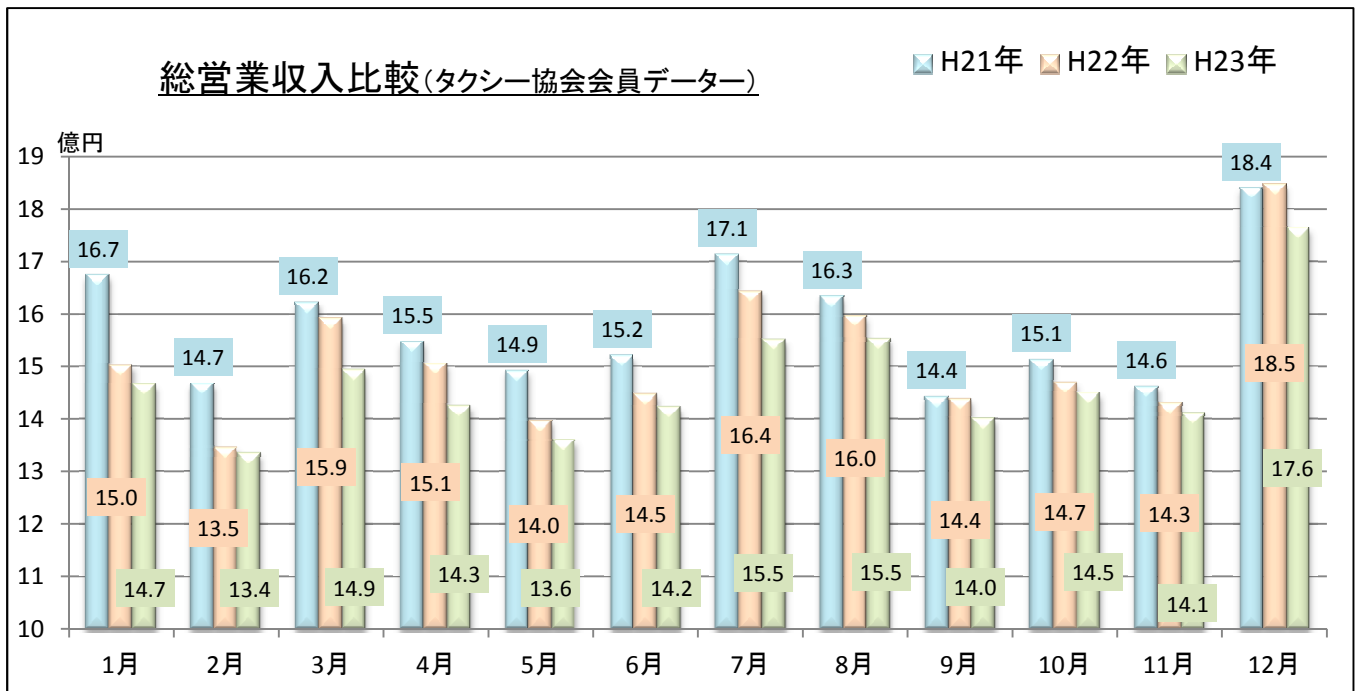
平成24年2月23日現在

特 定 事 業		実施主体			事業計画 認定事業 者数	実施状況	
		事業者	タク協	個人組		実施済	取組中
1. タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり							
1	① 公共交通機関としての社会的責務を果たすため、「安全・安心で良質なサービスを提供」を遂行すべく、接客マナー向上研修会を実施、利用者の満足度を高めることを目標とする。	○	○	○	55	52	3
2	② サービス向上のための教育・研修の充実	○		○	9	9	0
3	③ 地理不案内による乗務員における旅客とのトラブル防止のため、各社における地理教育の徹底を進める。	○			15	15	0
4	④ カード時代に対応した電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器等について、すでに導入しているところであるが、さらに充実、促進を図る。	○			5	5	0
5	⑤ 「子育て支援タクシー」の導入を促進する。 保護者の負担を軽減、安全・安心を与えるよう、保育研修を受けた乗務員によるチャイルドシート等を備えた車両の導入を図り、また、子供の緊急時や夜間の対応等、安心・安全確保を図るサービスを行う。	○			1	1	0
6	⑥ 特に、観光・ビジネス等に対応したハイグレード車の導入促進を図る。	○			1	1	0
7	⑦ 高齢化社会における個人需要を増加するために福祉行政と連携をとるなどユニバーサルデザイン車両の導入促進、バリアフリー対応の教育制度の導入を図る。	○	○		2	1	1
8	⑧ 公共交通機関としての社会的責務を果たす一つの対策として、現在、福岡県においては北九州・福岡交通圏を始めとする全国政令指定都市において、乗務員登録制度を導入しているが、更なる優良運転者によるサービス水準をアップすると共に悪質乗務員を排除し、良質なタクシーが選択されるような環境を創る。	○	○		5	5	0
9	⑨ 優良乗務員、優良事業者を確保するため、福岡交通圏で導入しているプレミアムタクシー及び個人タクシー協会において行っているマスターズ制度の一層の充実を進める。	○	○	○			
10	⑩ 旅客の利便とサービス向上を図るため各事業者における自社WEBサイトの開設を進める。	○			2	2	0
11	⑪ 社内及び法人協会等において、無事故・無違反、苦情等が無い優良乗務員の推薦制度及び表彰制度の促進を図る。	○	○	○	2	1	1
12	⑫ デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車	○			2	1	1
13	⑬ GPS技術等を利用した車両滞留防止への取組み	○					
2. 事業経営の活性化、効率化							
14	① 日勤勤務から隔日勤務への転換などによる効率性の向上と車当りの生産性の向上を図る。	○			1	0	1
15	② 車両経費の削減	○					
16	③ 共同配車センター・システム等の設置	○					
17	④ タクシーチケットの規格統一化・共有化	○					
3. タクシー乗務員の労働条件の悪化防止、改善、向上							
18	① 賃金制度、乗務員負担制度の見直し及び改善	○			2	2	0
19	② デジタルタコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	○					
20	③ 日勤勤務から隔日勤務への転換等による長時間労働の短縮	○			2	1	1
21	④ 若年労働者の積極的な雇用の促進	○			11	10	1
22	⑤ 健康診断の充実	○			54	50	4
23	⑥ 仮眠室・休憩室等の福利厚生施設の充実	○					
24	⑦ 防犯カメラの設置・防犯仕切板の導入等の防犯対策を推進する。	○			9	9	0
25	⑧ 洗車機の導入	○					
4. 交通問題・観光問題・都市問題の改善							
① 国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」における事故削減のための対策							
26	○ ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ等を活用した事故防止教育の実施	○			22	20	2
27	○ アルコールチェッカーの導入	○			3	3	0
28	○ 運輸安全マネジメント講習の受講	○			34	28	6
29	○ 安全運転講習会の受講	○			7	7	0
30	○ 交通事故ゼロ運動等の実施	○			6	6	0
31	② 主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進	○	○	○			
32	③ タクシー事業者による混雑地域における迷惑行為の抑止策の徹底	○					
33	④ 国、自治体が進める観光施策、経済政策と連携した新しいサービス事業を促進する。 それには、国内外の観光客、ビジネス客に対応した新しい観光タクシーの運行することが必要であり、以下の事業を促進することが必要。 ・観光案内ルートの提供 ・乗務員の観光研修・講習会の実施 ・通訳サービスの提供または外国語指差しシートの作成等と車体表示	○	○	○	1	1	0
5. 環境問題							
34	① 国、及び自治体の理解と支援を得ながら、ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進を図る。	○		○	9	9	0
35	② アイドリングストップ運動を促進する。	○		○	21	21	0
6. 防犯・防災対策							
36	① 特に、犯罪の発生が多発している都市部における治安維持へ協力していく。その一つに、現在取り組んでいる「子供110番」、「子育て支援タクシー」等々の促進を図っていく。	○			1	1	0
37	② その他、自治体等が進める地域の防災・防犯対策に積極的に協力する。	○			2	2	0

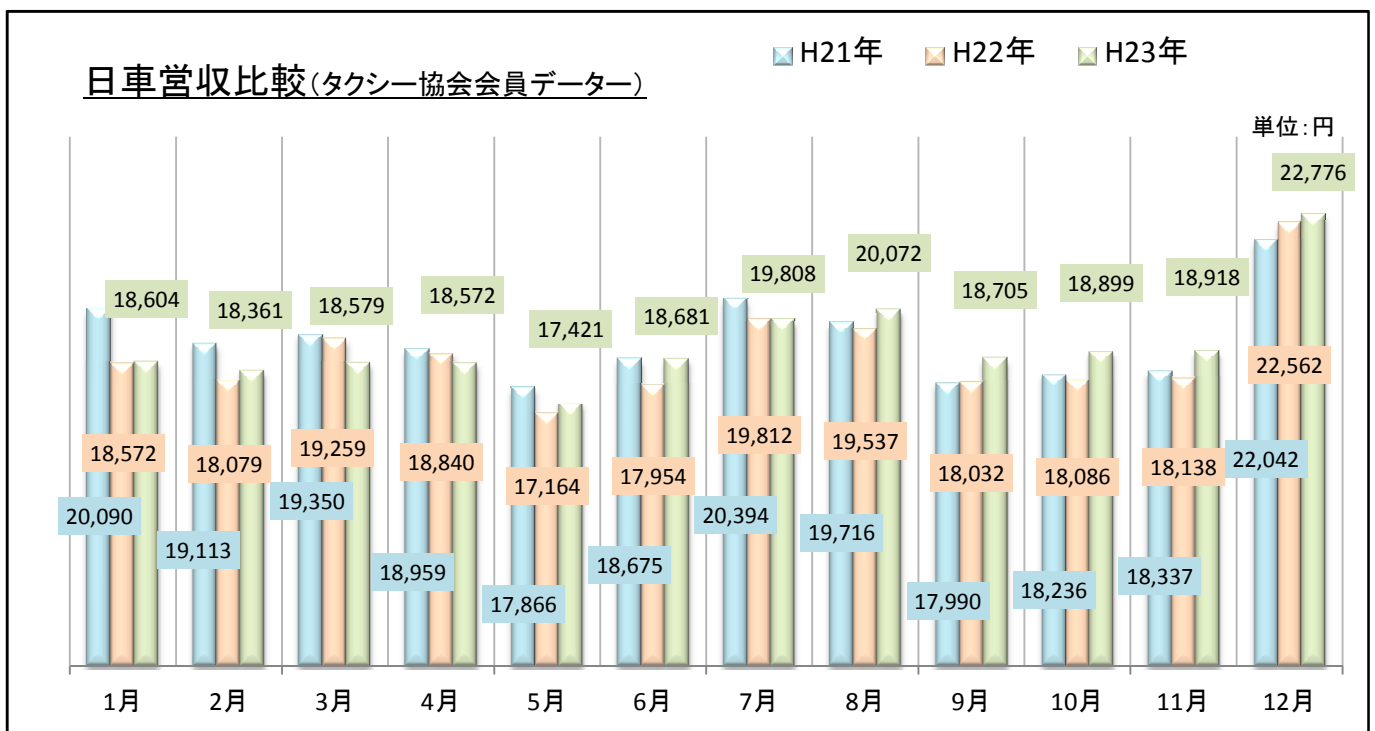
実施主体：(事業者)タクシー事業者 (タク協)タクシー協会 (個人組)個人タクシー組合

輸送実績対比表(北九州交通圏)

(一般乗用旅客者計)



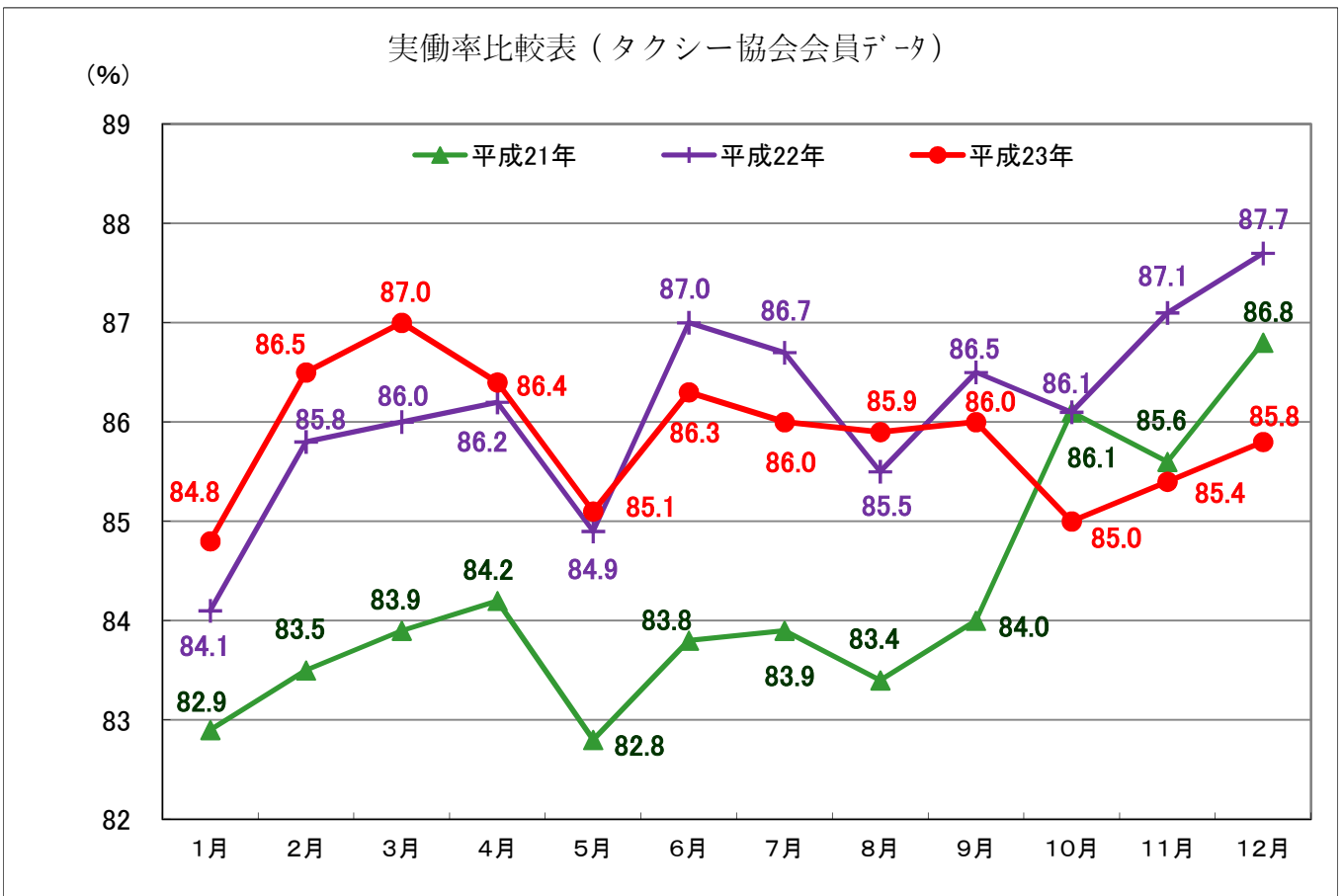
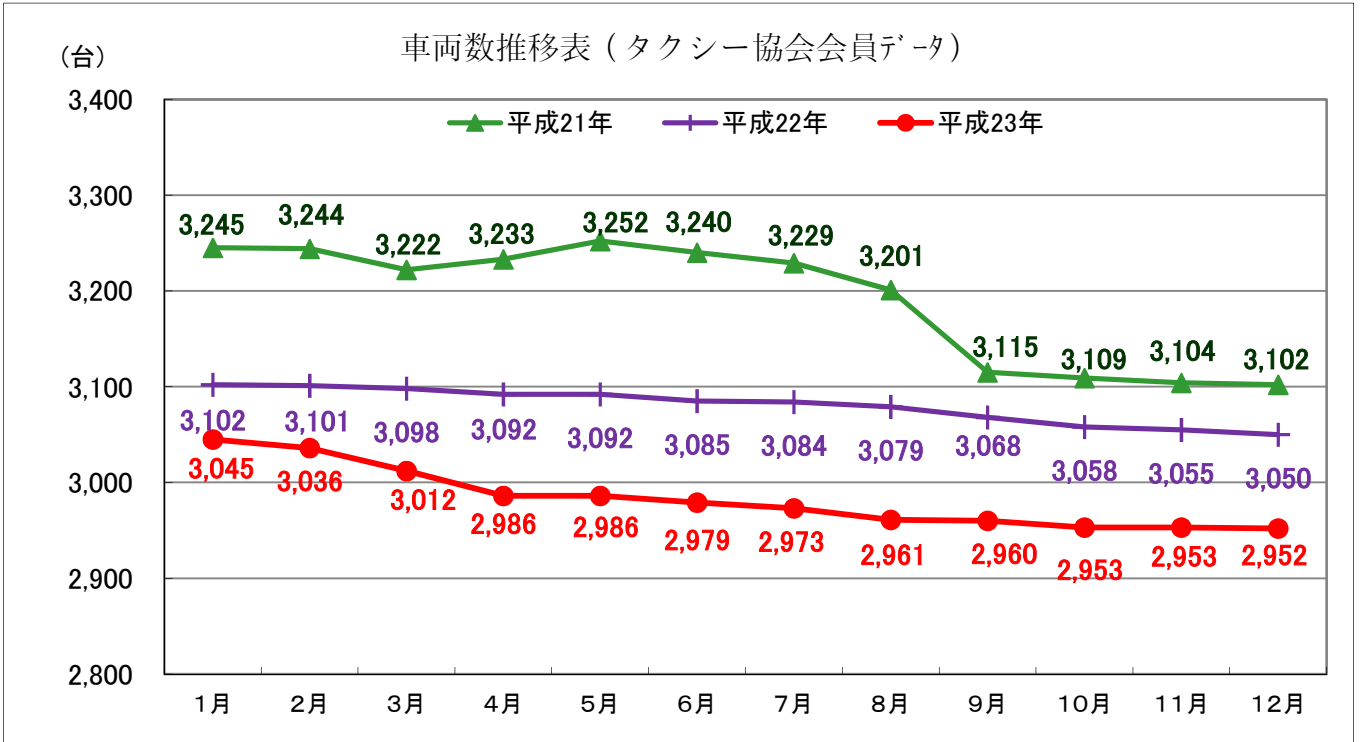
※ 平成21年の総営業収入は189.3億円で、平成22年の総営業収入は182.1億円、平成23年の総営業収入は177.3億円となっており、平成21年を100とした指数では、平成22年は96.2、平成23年は93.1となっている。



※ 平成21年の平均日車営業収入は19,231円で、平成22年の平均日車は18,836円、平成23年の平均日車営業収入は19,116円となっており、平成21年を100とした指数では、平成22年は97.9、平成23年は99.4となっている。

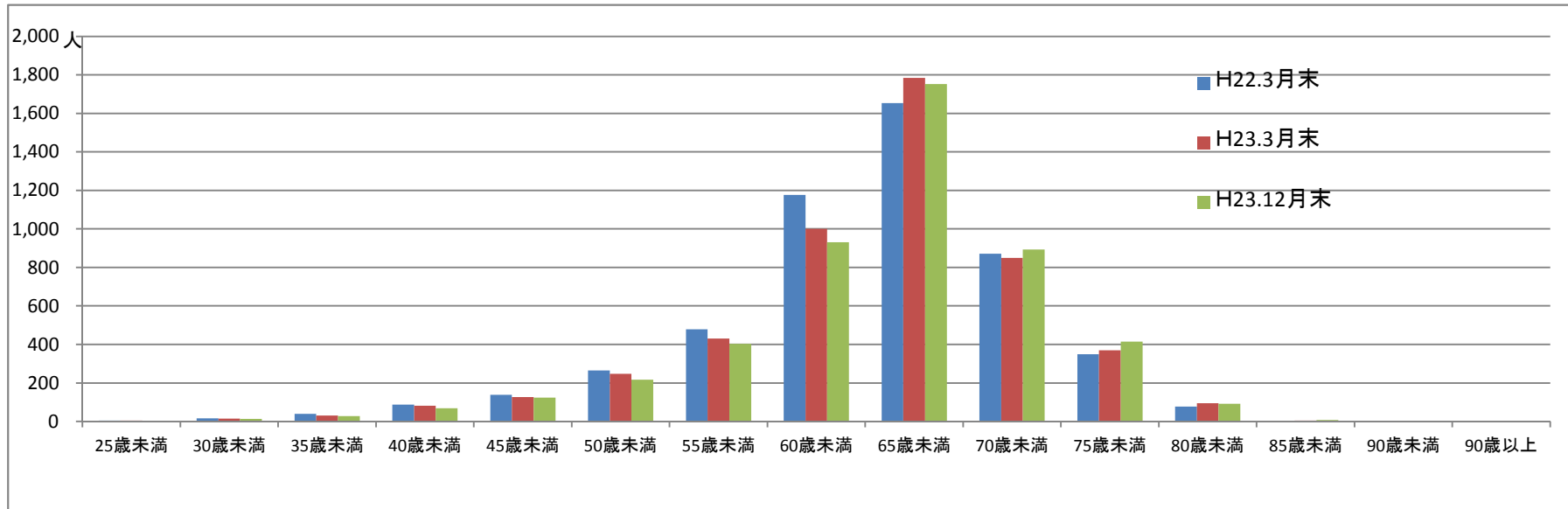
輸送実績対比表(北九州交通圏)

(一般乗用旅客者計)

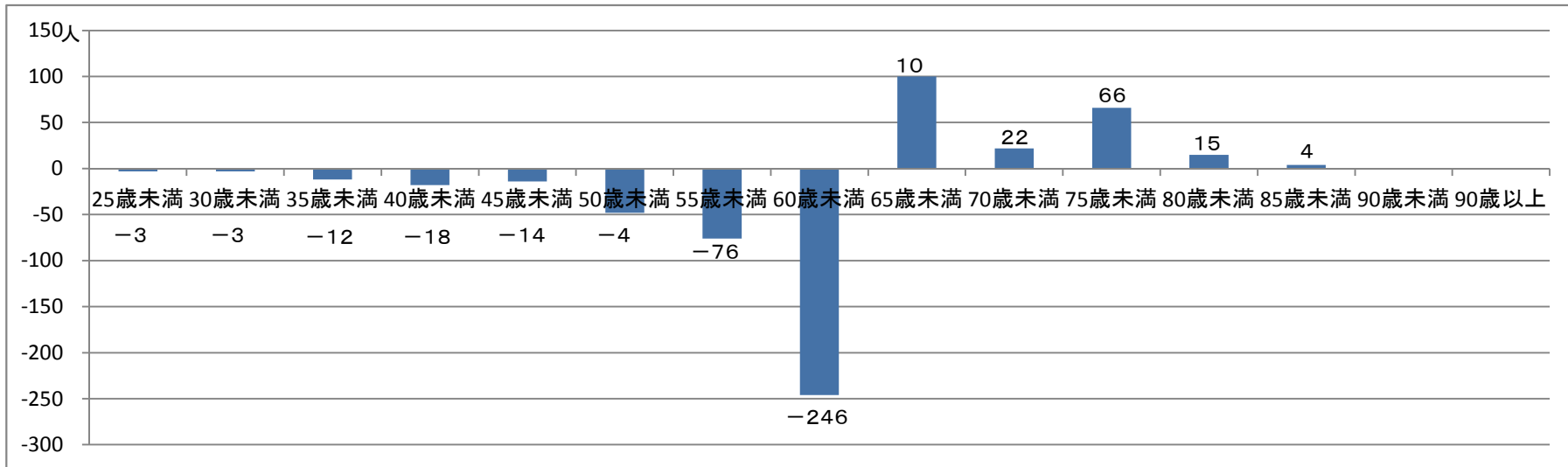


北九州交通圏

年齢別運転者証交付数



年齢別運転者数増減表 (H22.3対H23.12)



今後の取組みについて

〈活性化事業の推進〉

- 地域計画の項目について協会事業として各事業者が実施主体となる事業について協会主催研修会、利用者からのトラブル相談、講習のレベルアップ等の体制を推進する。
- 労働条件の悪化防止、改善、向上につて、労務研修会を開催し労働条件改善に関する諸法規の周知徹底を図ると共に、健康診断による「要所見者」に対して協会が「地域保健センター」と事業者を仲介し健康維持に寄与する。

○交通問題・観光問題・都市問題の改善

今年はB1グランプリをはじめとする全国規模の大型イベントが多数開催されることから、乗務員の観光・接客サービス向上に向けた研修を充実すると共に、タクシービジョンを搭載し官公庁・公共施設の広報及び観光資源の紹介等により観光事業に寄与する。

また、タクシーによる違法な客待ち駐停車を撲滅するため、従来の指導体制を抜本的に見直し、警備会社との委託契約により昼間のパトロールを強化するとともに、夜間については21：00～3：00までを指導時間として違法駐停車、二重駐停車、バック付け、ノロノロ運転等を排除し交通問題や都市問題におけるタクシーによる要因の排除に取り組む。

なお、これらの財源として乗り場入場料及び違反車に対する違反金徴収を充てる。

〈事業再構築の推進〉

- 適正車両数に向けての減休車対策は現状一段落の傾向にあり、まだまだ到達までは課題があるものの15%までの減車に取り組むところですが、新潟交通圏の運賃改定に際し公正取引委員会から独占禁止法違反との指摘と共に減車対策も各社割当等を実施すれば同法違反との指摘を受けている。
当協会としては、従来から各社任意による減車であったため一定の減車状況となっているが、全体的需要が減少する中で1台当たり運収が前年並を維持できていることは再構築効果と判断されることから、尚、遊休車両を抱えた事業者に対し自発的に減車を推進するよう再構築効果をPRする。

北九州交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱

制定 平成21年11月6日

(目的)

第1条 北九州交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、北九州交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。
 - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② 他の協議会との合同開催の実施について
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員及び任期)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

- (1) 福岡運輸支局長
- (2) 地方公共団体の長又はそれらの指名する者
 - ① 福岡県知事又はその指名する者
 - ② 北九州市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 社団法人福岡県タクシー協会会長
 - ② 一般社団法人北九州タクシー協会会長
 - ③ 一般社団法人北九州タクシー協会副会長
 - ④ 一般社団法人北九州タクシー協会理事
 - ⑤ 福岡県個人タクシー協会会長
- (4) 労働組合等
 - ① 日本私鉄労働組合九州地方連合会を代表する者
- (5) 地域住民の代表
 - ① 財団法人福岡県消費者協会専務理事
- (6) その他協議会が必要と認める者
 - ① 福岡労働局労働基準部監督課長
- (7) 協議会の構成員は、他の福岡県内の他の特定地域に係る協議会の構成員を兼務することができるものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の議事運営を総括する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 事務局は、福岡運輸支局輸送部門及び社団法人福岡県タクシー協会並びに一般社団法人北九州タクシー協会に置く。
- 6 事務局は、協議会の運営に関する事務を行う。
- 7 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 役員の選出を議決する場合
法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 九州運輸局長又はその指名する者が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画の作成を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①②及び④から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合 (1) の議決方法を持って決することとする。

- 8 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 9 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 10 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。
- 11 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

北九州交通圏タクシー特定地域協議会

委員名簿

平成24年3月8日現在

	協議会要綱等	所 属	委 員
法 8 条 1 項	地方運輸局	九州運輸局 福岡運輸支局	常岡 浩治
	地方公共団体	福岡県 県土整備部 企画交通課長	大場 優
		北九州市 建築都市局 都市交通担当部長	原口 紳一
	タクシー事業者等	社団法人 福岡県タクシー協会 会長	田中 亮一郎
		一般社団法人 北九州タクシー協会 副会長	貞包 健一
		一般社団法人 北九州タクシー協会 理事	末松 祥典
		福岡県個人タクシー協会 会長	三輪 孝一
	労働組合等	日本私鉄労働組合 九州地方連合会 北九西鉄タクシー労働組合 執行委員長	久村 義憲
地域住民代表	財団法人 福岡県消費者協会 専務理事	立塚 友彰	
法 8 条 2 項	その他協議会が必要と認める者	福岡労働局 労働基準部 監督課長	木下 麻子
	オブザーバー	福岡県 警察本部 交通部 交通規制課長	岸 武司
	事務局	共同事務局 福岡運輸支局 (社)福岡県タクシー協会 (一社)北九州タクシー協会	